

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

退職時の未消化年次有給休暇



退職が急に決まり、有給消化の為に業務引継ぎが出来ない従業員とのトラブルは多くあることと思います。退職時の年次有給休暇の取扱いについて確認してみましょう。

・・年次有給休暇の権利・・

【従業員】：時季指定権・・・特定の日の有給休暇取得を請求する権利

【会社】：時季変更権・・・業務上の運営確保を理由として、有給休暇取得日を変更する権利

退職日までの所定労働日数を超える有給休暇が残っている場合、従業員は退職日まで全勤務日を有給休暇として指定することもあると思います。

会社は、業務引継ぎを理由に従業員の有給休暇取得日を変更することができるのでしょうか？



Answer

上記質問の様な事例に、直接回答している行政解釈はありませんが、退職でなく、解雇を予定している場合の解釈として、通達(昭49.1.11 基収5554)は次のように示しています。

「当該労働者の解雇予定日を超えての時季変更は行えないものと解する」

・・解雇日が確定している者の時季指定を変更することは、休暇の取得を拒絶することになり、時季変更権の使用は認められないという趣旨です。

退職と解雇の違いは、退職の場合、最終出勤日の変更余地があるという点です。

就業規則等で、「退職者は業務の引継ぎを完了させなければならない」と規定していることが、通常でしょうから、退職者といえども、最後まで社員としての責務があります。

よって、上記の通達の原則・主旨を踏まえ、以下のような具体的な対応を選択することが望ましいでしょう。

退職日を遅らせる

残業・休日出勤を命じる

退職時の残りの有給休暇を買い上げる



POINT

トラブルが発生しないように、相互理解で、着地点を見出せるようにしましょう。

